

高度先端産業分野の立地を支援します。

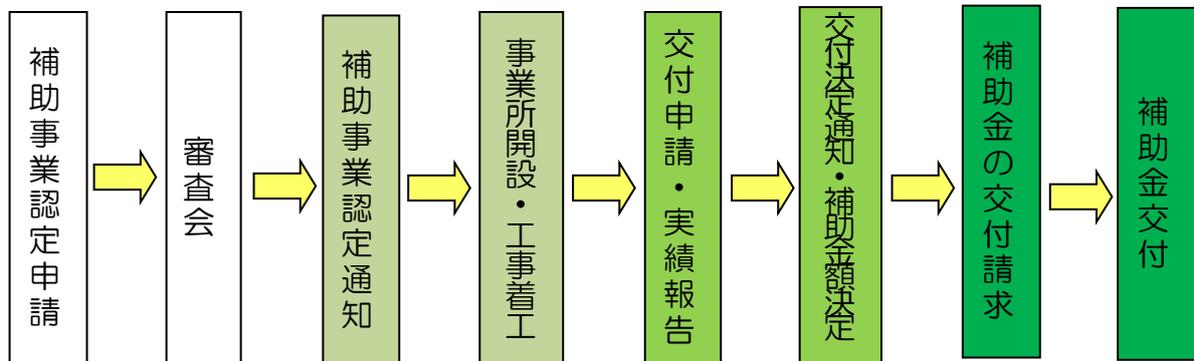
愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金

県経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす、高度先端産業分野における大規模な工場・研究所の立地を支援します。(補助限度額：100億円・全国トップレベル)

補助対象	製造業に係る工場・研究所の新設又は増設を行う企業 (※中小企業が工場を新設又は増設する場合は、市町村を通じた間接補助)		
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等		
交付要件		固定資産取得費用 (土地を除く)	新規常用雇用者
	工場	大企業：50億円以上 中小企業：2億円以上	大企業：20人以上 中小企業：5人以上
	研究所	大企業：5億円以上 中小企業：2億円以上	なし
	大規模案件	※300億円超の場合は、上記の新規常用雇用者に加え、300億円を超えた額が100億円を超える毎に10人の常用雇用者数の増加があること	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用(工場建設費、機械装置費等)		
補助率	工場	10%以内 (既設の工場内の設備を一新等する場合は5%以内)	
	研究所	20%以内 (既設の研究所内の設備を一新等する場合は10%以内)	
	大規模案件	※300億円超の場合は、300億円を超える金額の5%を10億円に追加。	
限度額	100億円(※300億円以下の投資額は10億円)		
受付時期	工事着工の30日前までに、事業認定申請が必要です。		

※事業の高度先端性等について審査会で審査しますので、申請を受けても採択は保証するものではありません。

補助金交付手続きの流れ（イメージ）



【申請にあたっての留意事項】

○ 補助対象財産の処分制限について

補助対象となった建物や機械設備の財産は、5年間、譲渡や貸与、担保設定等の処分が制限されます。

補助事業目的のためやむを得ず処分する場合には、県の承認手続きが必要です。

○ 補助金の返還について

交付要件を満たさなくなった場合や無断で補助対象財産を処分した場合など補助要件等に違反した場合や、事業を5年（300億円超の場合は10年）以内に廃止・休止した場合などについては、補助金に加算金を加えて返還していただくことになります。

<問合せ先> 産業立地サポートステーション 電話 052-954-6372

愛知県産業労働部産業立地通商課内 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県西庁舎7階

FAX 052-961-7693 Web ページ:<http://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/>

メールアドレス:ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp

産業立地サポートステーション・愛知（愛知県東京事務所）

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階 愛知県東京事務所産業誘致課内

電話 03-5212-9972 FAX 03-5212-9095